

すてきな笑顔と花のまち

東神楽

1 2016
月号

NO. 616



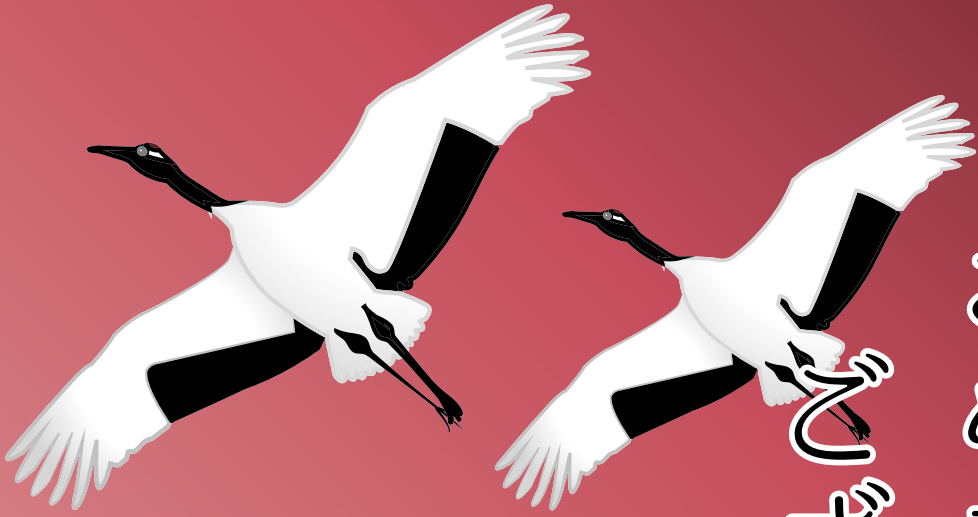
特集

年頭のごあいさつ
町制施行50年の節目の年

あけまして

おめでとう

ございます



町制施行50年の節目の年

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、健やかで輝かしい新年をご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より町政推進に對しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、国においては、安全保障関連法案の可決、環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意、マイナンバー制度の施行など、国内外の情勢は大きく変動しております。また、国と地方との関係においても、「地方創生」の推進など、地方自治体は、これまで以上に自主性や自立性を兼ね備え、住民と行政がより強く連携する施策が求められております。

こうした中、本町は、国の掲げる「地方創生」にいち早く取り組み、昨年9月に上川管内では1番目、道内では2番目というスピードで『東神楽町地方版総合戦略』を策定いたしました。将来的な人口ビジョンとして、平成32年には現在の人口を上回る1万5000人を目標に据え、本町の強みである「食育」「ブランド」「花」「空港」などの優れた要素を活用し伸ばせる政策を展開する考えであります。昨年10月に国勢調査が実施されましたが、本町の人口の増加率は、おそらく道内でもトップクラスで、総人口に占める子どもの割合も引き続きトップであろうと思っております。今後、本町は数少ない人口増加自治体として、また、子育てに最適のまちとして、他の市町村をリードできるように思っております。

また、昨年は食育事業の一環で『夢の給食レシピ』を製作いたしました。地元で採れた新鮮で安全な食材を利用した学校給食を子どもたちにたくさん食べてもらい、健康に育ってほしいと願っております。この食育の成果をさらに全町に広げるため、『スーパー食育タウン事業』も始まりました。食育と健診を結びつけながら、健康保持増進につながる取り組みを町民の皆様のご協力をいただきながら、進めてまいりたいと思っております。

昨年12月に「東神楽町花のまち景観づくり条例」を制定し、本年1月1日から、景観行政団体となります。これまで内外に「花のまち東神楽町」として知られておりますが、「東神楽町花のまち景観計画」を策定し、東神楽町らしい景観づくりを町民の皆様とともに進めてまいりたいと思っております。

さて、本町の基幹産業であります農業につきましては、昨年は雪解けが早く天候も順調に進んだものの、近年の傾向である夏の低温と、日照不足による減



収を心配しましたが、籾の数や太り具合が良く、農家の皆さんや関係各位のご尽力もあって、出来秋の収量は平年を上回ることができました。今年も、生産者のご努力が実を結び、豊かな稔りの秋となりますよう、心からお祈りいたしております。

農業振興につきましては、関係団体とともに反対をしていたTPP協定の大幅合意により、その影響が大きく懸念され、今後、農業の構造改善など、新たな対策も含め、農業者の皆様、関係機関と連携しながら進めてまいりたいと思います。

住環境におきましては、ひじり野西第2地区の宅地開発事業も完了し、大型商業施設もオープンするなど住民生活の利便性も向上しております。

また、公共交通の取り組みとして、地域住民の通院や買い物など日常生活を支援するサービスとして、『デマンドバスの実証実験』を昨年の11月から聖台線、12月からは稲荷・八千代線、忠栄・志比内線の各路線で開始をし、その有用性を検証してまいりますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

経済の面では、雇用や所得の面で一定の成果が見られておりますが、商工会など、関係団体や関係機関と緊密な連携を図りながら、商工業や観光の実態を総合的に捉え、地域経済の発展をより一層高められるよう雇用の創出、企業支援、創業支援など多様な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

生活基盤の整備につきましては、国営緊急農地再編整備事業や地域高規格道路の整備、八千代川・稲荷川の河川改修など町の骨格を形成する大規模な事業が計画されておりますので、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

国際交流につきましては、昨年12月に「中学生台湾派遣交流事業」として台湾桃園市立大園国民中学校の生徒が来町し東神楽中学校と交流音楽会を開催いたしました。本年1月には、東神楽中学校の生徒が訪台する予定であります。異文化に触れることで国際視野を広げていただきたいと期待をしております。また、空港所在地としての地の利も活かし、地域経済の活性化につながる事業の展開に取り組む考えであります。

本年1月1日で、町制施行50年を迎えますが、基礎自治体が担うべき役割や機能は今後ますます増えてまいります。『第8次東神楽町総合計画』に基づきながら、堅実かつ効果的に取り組んでまいりますので、町民の皆様のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年が活力に溢れ、町民の皆様の笑顔が輝く素晴らしい年になりますよう心から祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。

平成28年元旦

特定健診 受診のすすめ

特定健診にかかるお問い合わせ
 大雪地区広域連合 ☎82-3697
 健康ふくし課健康グループ ☎83-5430

保険料にかかるお問い合わせ
 健康ふくし課ふくしグループ ☎83-5403

特定健診とは、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの該当者または予備群を見つげるための検査を行います。

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪型肥満を水面下の大きな氷とした1つの氷山から、水面上に高血糖・高血圧・脂質異常といった各々の山がでていようなものであり、まずは氷山全体（内臓脂肪）を小さくすることが肝心です。

大雪地区広域連合における平成26年度の特定健診受診率は**42・0%**でした。平成25年度より2・5%上昇しましたが、平成26年度の目標受診率45%には届きませんでした。平成27年度は50%が目標値となっており、平成26年度の特定保健指導実施率は**64・6%**で、目標値を達成することができました。

国民健康保険などの医療保険では、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療の費用の一部を支援金という形で負担しています。健診などの実施率の目標達成状況に応じて支援金納付額が増額されたり減額されたりすることになっています。今までの実績による支援金の増・減額は無い見込ですが、実績によっては、増額や減額が行われることとなります。特定健診・特定保健指導の実施率向上は、病気の予防による医療費の負担を減らす効果はもとより、保険料の抑制にもつながっていきます。

表1) 特定健診受診率目標達成状況（第2期特定健康診査等実施計画）

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
受診率	39.5%	42.0%			

表2) 特定保健指導目標達成状況（第2期特定健康診査等実施計画）

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
受診率	39.5%	64.6%			

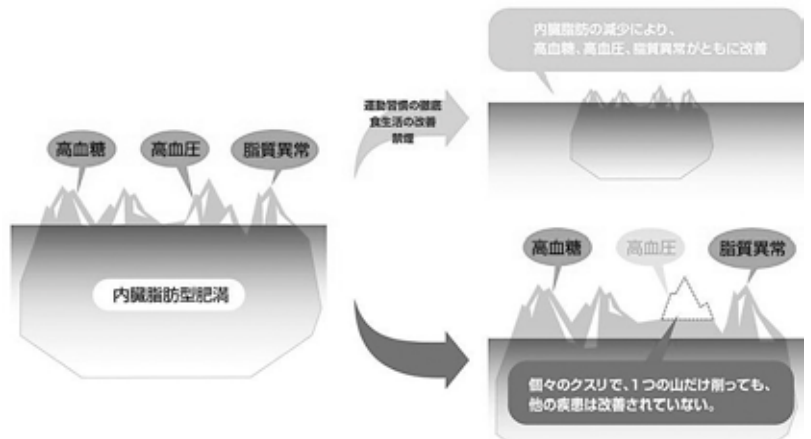
職場などで特定健診と同様の健診を受けている方は、特定健診を受ける必要はありませんが、この場合は健診結果の写しをお住まいの町の健診担当課へ提出してください。特定健診の項目を満たしている場合は、受診率に反映することができませんのでご協力をお願いいたします。



特定健診の受診方法について

広域連合から送付されているチラシをご覧ください。下記までご連絡ください。

東神楽町健康ふくし課健康グループ
 ☎ (0166) 83-5431



医療費助成

を行っています

町では、福祉の向上と健康の増進を図るため、中学校修了前までの子ども、重度の障がいをお持ちの方、ひとり親家庭などに対して医療費の助成を行っています。

助成対象の方

次のいずれかに該当する方が助成の対象となります。

- ただし、『生活保護を受けている方』や『重度障がいをお持ちの方』で後期高齢者医療制度に加入されていない65歳以上の方』は対象から除かれます。
- ① 中学校修了前までの子ども
- ② ひとり親家庭などで子が18歳未満もしくは20歳までの学生とその父または母
- ③ 身体障害者手帳を所持し、等級が『1級』または『2級』である方
- ④ 身体障害者手帳を所持し、内臓障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がい、ヒト免疫

不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の等級が『3級』である方

- ⑤ 精神保健福祉手帳を所持し、等級が『1級』である方
- ⑥ 知的障がいのある方で療育手帳を所持し判定が『A』である方、もしくは診断により重度と判定（診断）された方

助成対象の医療

助成対象となる医療は、健康保険が適用される医療で、上記『助成対象の方』に記載している①～⑥の方で内容は異なります。また、①～⑥の複数に該当する方は、いずれか有利な方で助成を行います。

- (1) 『①』、『②の子』、『③』、『④』、『⑥』に該当の方
↓入院、通院、指定訪問看護を助成
- (2) 『②の父または母』に該当の方
↓入院、指定訪問看護を助成
- (3) 『⑤』に該当の方
↓通院を助成

◆お問い合わせ先◆

健康ふくし課
ふくしグループ
☎83-5430

事前に申請手続きが必要

助成を受ける場合には、事前に申請手続きを行い受給資格を取得する必要があります。また、すでに受給資格を取得している方も、健康保険や住所などの登録内容に変更があった場合には、変更手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 身体障害者手帳（③、④に該当）
- 精神保健福祉手帳（⑤に該当）
- 療育手帳（⑥に該当）

病院での自己負担

受給資格を取得した場合、受給者証が交付されます。

受給者証は健康保険証と一緒に病院などの窓口へ提示してください。提示することにより支払う自己負担は、一般的に該当する次のいずれかとなります。

- (1) 住民税が課税されている世帯の方
↓1割負担（月上限：外来1万2000円、入院4万4400円）
- (2) 住民税が課税されていない世帯の方
↓初診時一部負担金（※）

※初診時に限り、医師の場合には580円、歯科の場合には510円、柔道整復受療の場合には270円の支払いがあります。

- (3) 中学校修了前までの子ども
↓無料

病院などで医療費の事前支払が必要な場合

次のような場合には、いったん病院などに医療費を支払わなければなりません。ただし、申請により当該制度助成対象分の払い戻しが受けられます。

- ・北海道外の医療機関や受給者証を使用できない医療機関を受診したとき
- ・受給者証を忘れたとき
- ・特定疾患医療など他の公費負担医療を受けているとき

【手続きに必要なもの】

- 受給者証
- 領収書（2年以内のもの）
- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先の預金通帳など



確定申告会場のお知らせ

問い合わせ 旭川東税務署 ☎23-6291

旭川東税務署では、旭川中税務署と合同で、確定申告会場を『旭川北洋ビル9階』に開設します。

両税務署の庁舎内には確定申告会場を設置しておりませんので、ご注意ください。

○会場：旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）

○開設期間：2月1日(月)～3月15日(火)

（土・日曜日、祝日を除く。）

○開設時間：午前9時～午後5時（受付終了：午後4時）

※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

○北洋ビル駐車場（有料）および会場周辺は大変混雑しますので、公共の交通機関をご利用ください。

○詳しくは、旭川東税務署（0166-23-6291）へおたずねください。

※いずれの電話番号も、自動音声でのご案内となります。

旭川北洋ビル確定申告会場 税務課ともに

※申告書の作成には時間がかかります。長時間お待ちいただく場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

※申告書は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送などにより提出することができます。確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をぜひ、ご利用ください。

※申告書をご自身で作成される方は、確定申告会場に行かずに郵送などで提出することができます。

（送付先：旭川東税務署 〒070-0026 旭川市東6条1丁目2番15号）

税務課でも確定申告書が提出できます

問い合わせ 税務課 ☎83-2119

平成28年1月20日（水）から3月15日（火）までの間、税務課でも確定申告書を提出できます。

※譲渡所得や譲渡所得の特例を含む申告については、税務課で受けられない場合があります。

受付期間

○還付申告 1月20日（水）～3月15日（火）

○確定申告 2月16日（火）～3月15日（火）

※土日・祝日を除く

○開設時間 午前9時～午後5時（受付終了：午後4時30分）

★2月22日（月）、23日（火）は、午後8時まで受付時間を延長します。（出入り口は役場庁舎1階ホール側です）

臨時受付会場

○開設日 2月18日（木）

○開設時間 午前9時～午後5時（受付終了：午後4時30分）

○設置場所 ふれあい交流館 会議室1

★2月18日は、税務課では受付しておりません。

申告に必要なもの

①収入を確認できるもの（主なもの）

給与所得の源泉徴収票（原本）、公的年金等の源泉徴収票（原本）、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

②控除額を確認できるもの（主なもの）

・医療費控除…医療費の領収書など

（病院、薬局、人ごとに整理が必要です）

・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など

・生命保険料控除…支払額などの証明書

・地震保険料控除…支払額などの証明書

・寄附金控除…寄附の受領書

・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

③印鑑

④口座番号を確認できるもの（還付がある方）

期間内にお早めに！

確定申告

旭川東税務署 ☎23-6291

国税庁HP

<http://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。『確定申告書等作成コーナー』の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、**税務署に行かずに自宅から申告できます。**

e-Taxをご利用いただくメリット

○自宅からネットで申告

『確定申告書等作成コーナー』で申告等データを作成し、e-Taxへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

○添付書類の提出省略

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています

○24時間いつでも利用可能

所得税および復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。

e-Taxをご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、個人番号カード又は住民基本台帳カードに格納された電子証明書の取得や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

※住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、その有効期限内であれば継続して使用することができます。

もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。時間、パソコンの推奨環境、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。e-Taxの操作に関するお問い合わせは『e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）』まで

～ご協力のお願い～

安全な冬道を確保するために

◆問い合わせ◆
建設水道課建設グループ
☎ 83-5414

除雪作業は、通勤・通学に影響の少ない午前7時を目安に完了するよう行っています。そのため、雪の降り始めが朝方になった場合など午前7時までには作業を完了できない場合には、安全を期するため翌朝に除雪作業を行いますのでご理解をお願いします。また、次のことについてご協力をお願いします。

【道路への雪出しはやめてください】

家庭の雪を道路に出すと、道路幅が狭くなったり、路面がでこぼこになるなど通行に支障を来すため、道路への雪出しはやめてください。また、交差点付近に雪を積むと見通しが悪くなるため、交差点付近には雪を積まないでください。

【路上駐車はやめてください】

路上に車両があると除雪作業が大幅に遅れ、予定時間までに作業を完了することができなくなるため、路

上駐車はやめてください。

【用水路や田畑に雪を

捨てないでください】

春先の農作業等に影響を及ぼすため、用水路や田畑等に雪を捨てないでください。

【町の雪捨て場をご利用ください】

町道17号忠別川河川敷に雪捨て場を設けています。各家庭の敷地内で処理できないなどの場合は、町の雪捨て場をご利用ください。

また、こちらの雪捨て場については近年、町外の雪が多く持ち込まれている現状があり、町の排雪作業に支障が出ています。そのため雪捨て場の利用時間を午前8時～午後6時とし、また、町外からの雪の持ち込みを禁止することとしました。

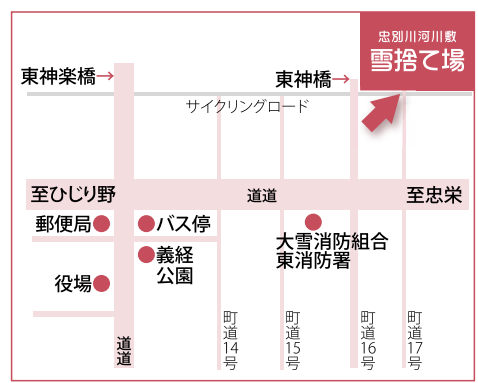
利用時間外については、閉鎖しているため雪の持ち込みはできませんので、ご注意ください。

雪捨て場利用について

東神楽町専用につき
午前8時～午後6時以外は閉鎖します。

町外からの持ち込みを禁止します。

雪捨て場出入口に看板が設置されます



暴風雪などによる被害防止について

毎年、非常に発達した低気圧による暴風雪が、全道各地を襲っています。気象情報に注意し、暴風雪や大雪が予想される時は、なるべく外出を避けましょう。吹雪などのときに外出する場合は、できるだけ公共交通機関を利用するようにし、やむを得ず自動車を使用する場合は、見通しが悪かったり、吹き溜まりの発生なども予想されますので、次の点に注意しましょう。

～やむを得ず自動車以外出るときは～

パソコンや携帯電話で道路情報を取得出来ますが、地域によっては携帯電話の電波の不感地帯もあるため、事前に道路状況を調べ、道路状況に応じた無理のない運転を心掛けましょう。

- ・日本道路交通情報センター (<http://www.jartinc.or.jp> (パソコン版)、☎: 0570-011011 または 携帯短縮ダイヤル: #8011)
- ・北海道地区道路情報 (<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/m/> (携帯版)) ・北の道ナビ (<http://northern-road.jp/navi/> (パソコン版))

■冬期間は地域により天気が急変し自動車が立ち往生する可能性がありますので、防寒着、長靴、手袋、スコップ、牽引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出掛けましょう。また、万一に備えて、飲料水や非常食も用意しておく安心です。

■地吹雪などにより、運転をしていて危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。

～もしも吹雪で自動車が動けなくなったときは～

■大雪や吹きだまりなどで自動車が立ち往生した時は、道路緊急ダイヤルやJAFなどのロードサービス、近くの人家などに必ず救助を依頼してください。また、ハザードランプを点灯したり停止表示板を置くなど、車が目立つようにしてください。

- ・道路緊急ダイヤル (#9910) ・JAFロードサービス (短縮ダイヤル: #8139)

■避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防(119番)や警察(110番)に連絡してください。また、防寒などでやむを得ずエンジンをかける時は、自動車のマフラーが雪に埋まって排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こさないように定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車の中で救助に備えてください。



「地」

域に根ざす団体として支援できることがあれば協力していきたいです。そう話すのは生活協同組合コープさっぽろ専務理事の中島則裕さん。生活協同組合は、消費生活協同組合法に基づくものを消費生活協同組合といい、一般に「生協」の名称で親しまれています。

コープさっぽろは、札幌市に本部を置く全国第1位の生活協同組合で、『組合員が自ら出資し、利用し、かつ運営参画する』という、消費者一人ひとりが自分たちのより良いくらしをめざして、自ら資金（出資金）を持ち寄って、作られた自主的な組織として各種の事業を行っています。

「コープさっぽろは組合員のための、組合員による、組合員の組織です。このことを再確認する意味で、2004年に『7つのお約束』を掲げました。現在の組織運営は、このお約束に基づいて行っています」と中島さんは話します。

コープさっぽろでは、さまざまな形で『7つのお約束』が事業化されていますが、2010年、主要事業であった宅配サービス『トドック』の配送ルートを活用した高齢者の見守りを開始しました。

「見守りサービスは、毎週1回、ほぼ決まった時間に商品を届けるからこそ様子の変化に迅速に対応できることが最大の強みです」と中島さんは自信を見せます。

実際、見守り協定を締結した市町村では、年間に100件ほどの見守りに関する連絡が直接利用者と顔を合わせる担当者からセンターへ入るそうです。さらに、5〜6件は病院へつなぐことができたなど、有効な見守り手段のひとつとなっています。

「担当者たちの意識も年々上がり、見守りのポイントなどを話し合ったりしています。また、今年は、専門家の協力を得て作成した『見守りバイブル』や100台の配送トラックにAEDを搭載し、8割以上の配達担当者が普通救急救命講習を受講するなどさらなるレベルアップを図っています」と中島さんは熱く語ります。

2015年12月16日現在、コープさっぽろでは、全道126市町村と「高齢者見守り協定」を締結。

「東神楽町民の5人に1人はコープのトドックを利用しています。安心安全なまちづくりを目指す東神楽町のネットワークに参加させてもらい生協だからできる支援をいろいろな形でさせていただきたいですね」と笑顔を見せました。

見守りサービスのほかに食育、子育て支援やコミュニティづくりなど多くの社会貢献活動を行っているコープさっぽろ。

「芽を大切に育て、できることから一緒にやればいいですね」と今後の協力を約束してくださいました。

INTERVIEW

今月の花咲く話題
ゆるやかな見守りで
地域を支えたい



プロフィール

なかじま のりひろ
中島 則裕 さん
1959年生まれ 56歳
生活協同組合コープさっぽろ
専務理事
趣味：マラソン



知っておきたいインフルエンザ情報

発生年	死者数	
1918～1919	4000万人 (日本では約38万人)	
1957～1958	200万人以上	
1968	約100万人	
スペインインフルエンザ (A/H1N1亜型)	アジアインフルエンザ (A/H2N2亜型)	香港インフルエンザ (A/H3N2亜型)

＋2015～2016年シーズンから変わったインフルエンザワクチン！

2014～2015年シーズンまでのワクチンは、A型2株とB型1株の3種類に対抗できる3価ワクチンでした。日本のワクチンの中に含めてよいタンパク質の上限が3種類までと決まっていたため、2種類あるB型ウイルス（ビクトリア系統と山形系統）のうち、どちらかの系統をワクチンに入れていました。しかし、今年度からは基準が変わり、両方のB型ウイルスに対抗できる4価ワクチンが日本でも導入されることになったのです。アメリカではすでに2013年から4価を導入しその効果が実証されていますし、WHOでも推奨しています。ただし、ワクチンの原価は約1.5倍に値上がりしてしまい、また、タンパク質量の増加により接種部位の腫れが大きいという報告もあるため、注意が必要です。

＋インフルエンザと普通のかぜの違いは？

インフルエンザと普通のかぜと

＋パンデミック（世界的大流行）について

は、原因の異なる、違う病気です。普通のかぜはのどや鼻に症状が現れるのに対し、インフルエンザは急な発熱（多くは38度以上の高熱）が特徴です。さらに、倦怠感、筋肉痛、関節痛などの全身症状も強く、特に高齢者や子どもがかかる

まだヒトが免疫を持っていないような、新たな、あるいは久しぶりに復活したようなインフルエンザウイルスが発生して、多数の国や地域で連続的に大流行が起きることを『パンデミック（世界的大流行）』と呼びます。実際に、20世紀には表のように3つの大きなパンデミックが起こり、多くの死者を出しています。2009年には、新型インフルエンザウイルス（A/H1N1）2009がパンデミックとして流行しました。多くの人が免疫を持っていなかったために大規模な流行となりました。幸い現時点ではこのウイルス（A

／H1N1pdm2009）の病原性はそれほど強くない、多くの人がこのウイルスに対して免疫を持つようになったため、2011年4月からは通常の季節性インフルエンザとして取り扱うことになりました。

＋引き続き注意が必要な鳥インフルエンザ

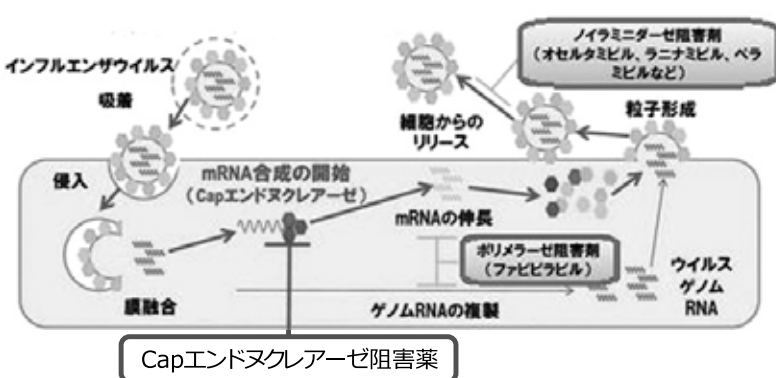
鳥インフルエンザウイルスのト・リ・から・ヒトへの感染が局地的に報告されてきています。2015年11月までにA/H5N1については16か国844人（このうち死亡449人）、A/H7N9については中国で677人（このうち死亡275人）、感染したトリとの濃厚接触によると思われるものが、ヒトからヒトへ感染しやすい型に変異して、パンデミックになることが心配されています。このような変異を起こす前にワクチンを製造することはできないため

に、日本ではA/H5N1ト・リ・ヒト・感染例から分離されたウイルスを基にワクチンを製造し、パンデミック第一波への対策用として2000万人分以上を備蓄しています。

＋パンデミックウイルスにも有効な新薬、厚生労働省が優先的審査対象に指定！

厚生労働省は2015年10月1日で治るインフルエンザの飲み

薬を、画期的な新薬候補として優先的に審査する対象に指定しました。従来のインフルエンザ治療薬は細胞内で増殖したウイルスの拡散を抑えるものでした（図のノイラミニダーゼ阻害）。これに対し、新薬はウイルスが細胞に侵入後、最初の反応となるmRNA合成の開始を邪魔して（図のCapエンドヌクレアーゼ阻害）、ウイルスを増殖させず死滅させる効果があるのです。今シーズン患者を対象にした試験が開始され、承認申請からは通常1年程度かかる審査期間が6か月程度まで短縮される見通しです。



身近な情報など、お待ちしております。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。
まちづくり推進課 ☎83-2113



憧れのプロ野球選手に教わる

西武ライオンズ武隈投手野球教室



12月13日、これと総合体育館において、東神楽町出身で現在は西武ライオンズのピッチャーとして活躍している武隈祥太投手を講師に、講演と野球教室が開催され、町内で野球をしている小中学生約180人が参加しました。

武隈投手が東神楽町で野球教室を行うのは初めて。後輩たちを前に武隈投手は、「二つひとつの練習の意味や内容を意識しながら取り組むと効果が表れてくる」などとアドバイス。また、野球教室では、投球フォームなどを丁寧にアドバイスしていた。憧れのプロ野球選手から直接指導してもらえるとあって子どもたちは真剣な眼差しでアドバイスを聞いていた。

響き渡る音色で魅了

東神楽中学校台湾大園中学校交流音楽会



東神楽中学校吹奏楽部と交流音楽会が開催され、約300人の町民を魅了しました。
音楽会の最後には、合同で「シェリーに口づけ」を演奏。聴衆から大きな拍手が送られました。

12月8日、東神楽中学校を台湾桃園市立大園國民中学校吹奏楽部の生徒ら40人ほどが訪れました。大園中学校が東神楽町を訪れるのは初めて。
午前中は、グループに分かれて、茶道、英語の授業、体育の授業を体験。
はじめはあまり話すことがなかった生徒たちも給食を食べ終わる頃には、言葉の壁を越え、写真などを一緒に撮っていました。
また、この日には、

中学校の体育館において、

好齡ビジネスの楽しさを伝授

第2回アクティブシニアの集い

取り組んでいる堀池喜一郎さん。午前
は、堀池さんによる基調講演が、ま
た、午後からは、町内のボランテイ
ア団体の代表者などを交えたパネルデ
ィスカッションが行われました。堀池さ
んは『「サポーター、プレーヤー、プ
ロデューサー」の3種類の人間がうまく
組み合わせることが団体が長続きす
る秘訣だ』と話していました。



12月20日、総合
福祉会館において、
『第2回アクティブ
シニアの集い』が
町民など約70人が
参加し開催されま
した。講師は、三
鷹市などでコミュ
ニティビジネスに

商品と一緒に安心も届きます

高齢者見守り協定を締結

「コープの見守りのおかげで助
かった人もいると聞いている。ぜ
ひ、これから安全安心のまちづく
りに協力いただきたい」と話しま
した。



12月16日、役
場応接室におい
て、町と生活協
同組合コープ
さつばろの間で
『高齢者見守り協
定』の締結式が
行われました。
今回の協定に

まちの魅力を伝えるロゴを

第1回ブランドデザインワーキンググループ

した。第1回目となった今回の会合に
は、東神楽町ブランドデザインディ
レクターであり、㈱ミルデザイン代表の
青木昭夫さんも参加。グループに分か
れ、デザインの基礎となる町の魅力に
ついて話し合いました。ブランドデザ
ィンは、町が地方版総合戦略に盛り込
んだ事業の柱の一つ。来年度中の完成
を目指しています。



12月1日、役場
庁舎において、町
の新たなロゴデザ
ィンを考えるワー
キンググループの
会合が開催され、
商工業、農業、行
政など各分野の若
手19人が参加しま

初めての台湾に希望膨らむ

第3回台湾派遣交流事業事前研修会

加しました。
この日は、グループに分かれ、
英語での町の紹介を考え発表の練
習をしたり、中国語の簡単なフレー
ズを学びました。リエーン国際交
流員からは「外国語を話すときは
間違えてもいいから大きな声で話
すと伝わりやすい」とアドバイス
を受けていました。



12月5日、総
合福祉会館にお
いて、第3回目
となる『台湾派
遣交流事業』の
事前研修会が行
われ、1月に台
湾に派遣される
中学生13人が参



『ママサロン』

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

場 これっと①・②

ぱれっと①・③

①【平 日】午前9時30分～

11時30分

②【毎週火・木】午後2時～4時

③【毎週火・金】午後2時～4時

※1月6日(水)から実施します。

※事業のある日は中止となります。

『すくすく広場』

日 25日(月)午前10時～11時30分

場 ぱれっと

対 0歳児と保護者

内 手形制作(節分制作)

持 汚れても良い服装で来てください。着替え、オムツ(必要の方)

申 1月8日(金)～19日(火)午前中

まで(に)こども未来課まで

『ぱれっと健康相談』

日 26日(火)午前9時30分～

11時30分

場 ぱれっと

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、

保健・栄養・歯科相談

持 母子手帳、健康手帳

1月の予定

15 14

『乳幼児健診』個

日 14日(木)12時40分～

午後1時30分

場 役場庁舎

対 4か月～6か月児

内 計測、問診、小児科診察、

保健・栄養相談、子育て相談、

BCG接種

持 母子手帳、子育てサポート

ファイル『えんじん』

『子育て教育相談』

子育てや教育に関する不安・悩

みの相談を受けます。あわせて、

親子のふれあいの場として『わ

くわく広場』も開設しています。

日 15日(金)午前9時30分～

11時30分

場 これっと

内 おひさまの熊田先生がお話

してくれれます。

『よちのび広場』

日 27日(水)午前10時～11時30分

場 これっとホール

対 1歳～就学前児と保護者

内 リズム遊び

申 1月8日(金)～19日(火)午前中

まで(に)こども未来課まで

お問い合わせ

囲みの行事については
健康ふくし課健康グループ
☎83-5431
その他の行事については
こども未来課
子育て支援センターぱれっと
☎83-3767

子育てコラム

『しつけないことは
ほめるところから始める』

「兄弟の仲が悪い。もっと仲よくなさせたい」と思ったとき、ほとんどの親は叱るところから始めてしまいます。「なんであなたたちはそんなに仲が悪い?もっと仲よくなきゃダメでしょ」とか「お兄ちゃんのくせに、なんであなたはそんなに意地悪するの?」などというように。

でも、これだと、子どもたちは「ぼくたちは仲の悪い兄弟なんだ」と思い込むようになり、お兄ちゃんは「どうせぼくは意地悪なお兄ちゃんですよ」と思い込むようになります。そして、こういうイメージを持ってしまふと実際にそうなる可能性が高まります。

ですから、この反対に、ほめると

ころから始めるようにしてください。まず、「よし、ほめて兄弟仲をよくしよう」と決意して、ほめられる場面を探しましょう。

すると、2・3日後に、お出かけするときお兄ちゃんが弟の帽子を出してくれるかも知れません。あるいは、弟がこぼした味噌汁を拭いてくれるかもしれません。そこを見逃さずに、「お兄ちゃん、よく気がつくね。弟も幸せだ、こういうお兄ちゃんがいると。仲のいい兄弟でうれしいわ」とほめます。

すると、先ほどと逆に、兄弟仲についていいイメージができます。すると、実際にそうなる可能性が高まります。

たいていの場合、親たちはこういったほめられる場面を見逃しています。「できて当たり前」という意識があるからです。それで、結局いつ

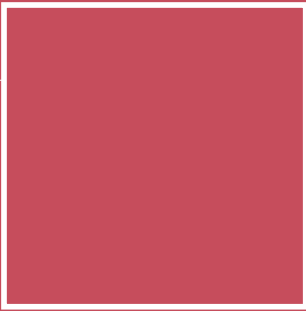
も叱るところから始めることになるのです。

兄弟仲だけでなく、これは万事に言えることです。「しつけないことはほめるところから始める」と決意して、意識してほめられる場面を探そうにしてください。



おやのちから 親野 智可等 Profile

1958年生まれ。本名、杉山桂一。公立小学校で23年間教師を務めた。現場での経験と知識を子育てに役立ててもらいたいと、メールマガジン「親力で決まる子供の将来」を発行。「具体的ですぐできるアイデアが多い」と評判になる。『親力で決まる!』(宝島社)、『ダメ!』を言わなければ子どもは伸びる』(PHP研究所)など著書多数。全国各地の小・中学校、幼稚園・保育園のPTA、市町村の教育講演会でも大人気。



『こころサロン★志比内』

日 28日(木)午後1時5分～2時10分

場 志比内小学校
対 0歳～就学前児と保護者
申 志比内地区以外で参加される方は、事前に『ぱれっと』までご連絡ください。

『子育てフォーラム』

日 30日(土)

開場 午前9時45分
開演 午前10時

場 ぱれっと
内 人形劇団ポポロ

『14ひきのねずみシリーズ』
14ひきのあきこはん』

他 駐車場 ①ぱれっと駐車場
②東聖小学校裏の畑の横の駐車場
③ふれあい交流館駐車場
※当日は混み合うことが予想されますので、乗り合わせのうえ、ご来場ください。
※入場無料
※お子さんのみの入場はできません。保護者同伴でお願いします。

30 29 28 27 26 25

『1歳半・3歳児健診』

日 27日(水)12時30分～午後1時40分

場 交流プラザつつじ館
対 ①1歳6か月～1歳8か月児
②3歳0か月～3歳2か月児
内 計測、尿検査、歯科診察、問診、小児科診察、保健・栄養・歯科指導
持 母子手帳、問診票、子育てサポートファイル「えんじん」、②は目と耳のアンケート
ト および早朝尿

『これと健康相談』

日 29日(金)午前9時30分～11時30分

場 これと総合体育館
対 全町民
内 血圧・体脂肪・体重測定、保健・栄養相談
持 母子手帳、健康手帳



< 新年編 >

お正月にものを燃やし、人を殴る?!

- ◆デンマーク→大晦日に使っていないお皿を親戚や親友の家のドアに投げる
- ◆エクアドル→かかしや古い写真を燃やす
- ◆スペイン→0時に鐘の音と合わせて12個の葡萄を食べる
- ◆南アメリカ→色付きの下着を着る。赤色は恋、金色は富、白色は平和
- ◆ペルー→殴り合い祭りでけんかした人を殴ったらけんかした理由を忘れ、仲良くなる
- ◆スイス→アイスクリームを床に落とす
- ◆ルーマニア→好運をもらうため硬貨を川に投げる

- ◆プエルトリコ→悪霊を追い払うため窓から水を投げる
 - ◆ボリビア→硬貨をお菓子の生地に入れて焼く。見つけた人は好運。
 - ◆フランス→ホットケーキを食べる
 - ◆コロンビア→たくさん旅行に行けるよう祈るためスーツケースを一日持ち歩く。
 - ◆タイ→お互いに水や滑石を投げる
 - ◆チリ→霊園で一泊する
 - ◆アイルランド→悪霊を追い払うためパンで壁を叩く
 - ◆南アフリカ→窓から家具を投げる
 - ◆パナマ→わら人形を燃やす
 - ◆エストニア→食事を7回する
- 皆さん、今年のお正月はどう過ごしますか?



リエーン・ジーン

Profile

1981年台湾生まれニュージーランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、スノーボードなど。

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとに
お届けします

Flower Town Information

1月の情報案内板



役場	83	2	1	1
国保診療所	83	2	4	1
総合福祉会館	83	2	4	2
これっと総合体育館	83	2	6	0
ふれあい交流館	83	5	4	2
東神楽町図書館	83	3	7	4
交流プラザつつじ館	83	4	6	4
大雪消防組合東消防署	83	0	1	1



お知らせ

心身障がい者の巡回相談を実施します

健康ふくし課ふくしグループ
平成27年度(第4回)の道立心身障害者総合相談所(札幌市)による巡回相談が、次のとおり実施されます。
相談は予約制ですので、希望される方は事前に健康ふくし課ふくしグループまでご連絡ください。

■日時 平成28年2月22日(月) 2月25日(木)午前9時～午後5時
※22日は午後のみ、25日は午前のみの実施となりますのでご注意ください。

■場所 旭川市障害者福祉センター1『おびった』(旭川市宮前通東4155番地30)

■相談内容
①身体障がい者および知的障がい者の方の医学的、心理的および職能的判定など
②補装具の処方および適合判定など
③その他身体障がい者および知的障がい者の方の専門的相談など
■問い合わせ 健康ふくし課ふくしグループ(☎83-5430)まで

情報案内板

要介護認定を受けている方
ご確認ください

健康ふくし課ふくしグループ
使用したおむつ代について、所得税法上の医療費控除を受けようとする方は、『医師が発行したおむつ使用証明書』が必要ですが、控除を受けるのが2年目以降で、次の要件すべてに該当する場合は、『広域連合長が発行する確認書』で控除を受けることができる場合があります。

要件① 現在、要介護認定を受けている方で、認定の際の主治医意見書または認定調査票に所定の記載がある方
■問い合わせ 健康ふくし課

治医意見書に所定の記載がある方
要件② 平成26年以前の確定申告の際に、『医師が発行したおむつ証明書』により、医療費控除を受けた方で、引き続き平成27年の確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける方
【障害者控除について】
現在、介護認定を受けている方で、障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で知的または身体に一定の障がいがあり、次の要件全てに該当する場合は、所得税法施行令の定めにより、障害者手帳等の交付に準ずる者として広域連合長の認定により、所得税等の障害者控除を受けることができる場合があります。

くしグループ(☎83-5430)まで
未達となった通知カードを保管しています
◆くらしの窓口課戸籍グループ
東神楽町では個人番号の記載された通知カードの配達が10月下旬から始まりましたが、郵便局での保管期間経過などの理由により世帯主様に配達されなかった通知カードについては、一定期間(郵便局から役場に返戻のあった日から約3ヶ月)役場にて保管しています。
対象の世帯主様には、すでに郵送で役場窓口での受取り方法などをご案内していますが、受取り時間内に来庁できない場合は事前にご相談ください。

要件① 現在、要介護1以上の認定を受けている方
要件② 認定の際の主治医意見書または認定調査票に所定の記載がある方
■問い合わせ 健康ふくし課

■受取り場所 役場庁舎1階くらしの窓口課①番窓口
■受取り時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)
■問い合わせ くらしの窓口課

プレミアム商品券・観光振興券は 使用期限までにご利用ください

第2期および追加発行販売しました各種プレミアム券は、平成28年1月10日(日)までに利用しなければなりません。

各種券面記載の使用期限を経過したものは無効になり、使用することはできませんので、ご注意ください。

■問い合わせ■

東神楽町商工会 ☎83-2543

アンケート調査票の提出にご協力ください

プレミアム券の利用状況を調査し、地域経済への影響や効果を把握するため利用者アンケートによる経済効果調査を旭川大学経済学部江口ゼミの協力によって実施しています。

商品券・観光振興券の販売にあわせて配布しましたアンケート調査票の提出に、ご協力をお願いします。

■問い合わせ■

東神楽町産業振興課 ☎83-2114



東神楽町図書館

1月の新刊案内

東神楽町図書館新刊

- 話を噛み合わせる技術 (横山 信弘)
- 文章添削の教科書 (渡辺 知明)
- 入門食育実践集
- 師走の扶持 (沢田 瞳子)
- 陽だまりの天使たち (馳 星周)
- おとうさんぼくね… (長谷川 義史)

ふれあい交流館新刊

- 平気で他人を傷つける人 (片田 珠美)
- 暗号のポラリス (中山 智幸)
- ぼく、仮面ライダーになる!ゴースト編 (のぶみ)

JA文庫新刊

- 手編みのくつ下 (大内 いづみ)
- 重ねて火にかけるだけで絶品おかず (ワタナベ マキ)
- 世界農業遺産
- はなちゃん12歳の台所 (安武 はな)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館にも多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

東神楽町図書館からのお知らせ

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』の絵本よみきかせ会は1月23日(土)午前10時30分からふれあい交流館で行います。

おすすめ絵本



『しろくまのパンツ』 ツペラ ツペラ/作 (ブロンズ社)

しろくまさんが困っています。「ぼくのパンツがなくなっちゃった!」。どんなパンツをはいていたかも忘れてしまったしろくまさん。はいていたのは、しましま柄?美味しそうなお菓子の柄? いえいえ実は…。ページに穴が開いて、次のページのパンツの柄がチラリと見えるしかけ絵本。しろくまさんとお友達のねずみさんと一緒に、パンツ探しに出かけましょう。

犬のフンの処理は責任を持って行いましょう。
▼くらしの窓口課衛生グループ
町に寄せられる相談で最も多い内容が犬の散歩中のフンについてです。これからの季節は降雪などにより放置したフンが隠れやすくなるため、犬が散歩中にしたフンを放置する飼い主が見受けられます。フンの放置はそこで生活する人にとって非常に不快で迷惑のかかる行為です。散歩中にしたフンを処理することは飼い主の責任です。自宅へ持ち帰り、燃やせるごみとして処分するなど適切な処理をしてください。また、飼育場所を清潔に保ち悪臭などが発生しないようにしましょう。
猫は室内で飼いましょう

戸籍グループ (☎83-5401)

弁護士による「心配ごと相談所」
▼東神楽町社会福祉協議会
社会福祉協議会では、心配ごと相談所を隔月で開設していますが、このたび、特設で専門家による相談を次のとおり実施します。毎日の暮らしにおいて、身近な問題でお困りのことな



猫の放し飼いによる苦情が多く寄せられています。猫を飼う場合は室内で飼育しましょう。ペットを飼う際には、その動物の本能や習性をよく理解し、他人に迷惑をかけないように気をつけましょう。
■問い合わせ くらしの窓口課 衛生グループ (☎83-5402) まで

2) まで

■日時 平成28年1月14日(木) 午後1時~4時

■場所 総合社会館2階

■その他 個人の秘密は堅く守られます。相談時間は1人30分程度とさせていただきます。

■問い合わせ 社会福祉協議会 (☎83-5424) まで



スケートリンクがオープンします。

1/7(木) 予定 → 2/11(木)

※気候状況により、オープンを延期することがあります。

- 場所 東聖小学校グラウンド
- 時間 10:00~17:00
- 利用料 無料



スケート靴の無料レンタルあり

期間中の問い合わせ 管理棟 ☎090-9757-4790

全町卓球大会

- 日時 2月14日(日) 午前9時~午後2時
- 場所 ふれあい交流館
- 参加料 600円(昼食代込)当日払
- 参加区分 ダブルス ※1人でも参加可
- 男女の区別なく、小学生以上
- ランクは1部(上級)~8部(初心者)
- 試合方法はブロック(4~5組)によるリーグ戦
- 賞は各部1位、2位と参加賞
- ※親子・夫婦での参加歓迎します



◆◆申し込み◆◆

2月7日(日)までにこれっと総合体育館またはふれあい交流館まで ※不明な点は、石田(☎83-4558)までお問い合わせください

火災予防は一人一人の心掛け

❖大雪消防組合東消防署

毎年、年末年始を迎える冬期間は、空気が乾燥していることから火災が多く発生しています。火災の主な原因は、火気の取り扱いの不注意や不始末であり、火災予防に対する一人一人の心掛けで防ぐことができません。次のことに注意して、火災からわが家を守り、明るい1年をしましょう。

〜いのちを守る7つのポイント〜

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

■問い合わせ 大雪消防組合東消防署 ☎83-0119)まで



募 集

自衛官を募集します

❖総務課

平成27年度自衛官候補生を募集します。

【自衛官候補生】

■資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の男子(採用予定月1日現在)

■受付期間 年間を通じて受付

■試験日

平成27年1月24日(日)・25日(月)試験は自衛隊旭川地方協力本部で行います。

■問い合わせ 自衛隊旭川地方

協力本部南地区グループ ☎54-5617)まで

平成28年度児童クラブ入会申し込みについて

❖子ども未来課

町では、親の就労などの事由により、放課後に保護者のいない家庭の小中学生を対象にした児童クラブを設置しています。

■場所

・中央児童クラブ：地域世代交流センターこれつと内(南1条西1丁目)

・東聖児童クラブ：東聖ひじり野地区地域世代交流センターぱれつと内(ひじり野南1条

2丁目)

■時間 放課後から午後6時30分まで(土曜日、休校日は午前8時から午後6時30分まで)

■定員

・中央児童クラブ：60人
・東聖児童クラブ：70人

■保育料 月額4,500円

■申し込み 各児童クラブおよび子ども未来課にある入会申請書に必要事項を記入のうえ、平成28年1月12日(火)から1月25日(月)までに各児童クラブまたは子ども未来課まで

■申し込み 各児童クラブおよび子ども未来課にある入会申請書に必要事項を記入のうえ、平成28年1月12日(火)から1月25日(月)までに各児童クラブまたは子ども未来課まで

東神楽町図書館

休館のお知らせ

蔵書点検日

1/25(月)
→1/30(土)

東神楽町図書館 ☎83-4646

東神楽町図書館では本の点検と整理作業のため、蔵書点検期間として1月25日(月)～1月30日(土)の期間を休館させていただきます。蔵書点検期間中の本の返却は、ブックポストかふれあい交流館をご利用ください。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

▶ 町税・各種保険料の納期限 ◀

2月1日(月)

町道民税・固定資産税・都市計画税(第4期分)
国民健康保険料・介護保険料(第7期分)
後期高齢者医療保険料(第7期分)

平成27年度町税や各種保険料の納期限は、2月1日(月)です。納期限を過ぎてから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いいたします。また、病気・負傷・失業・事業の倒産などにより生活が著しく困窮した場合や災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策グループ(☎83-5404)までご相談ください。※事前に連絡をいただければ夜間の相談も受け付けています。

消防団出初式

火災のない1年を願って
毎年恒例の消防団出初式が役場前で行われます。今年も火災には十分注意し、火災のない穏やかな一年となるよう誓い合ひしましょう。

1月5日(火)
午後1時30分



大雪消防組合東消防署 ☎83-0119

東神楽町森林組合からのお知らせ

- 東神楽町森林組合の事務所移設について
平成25年度4月から森林組合事務所が移設しました。移設場所は次のとおりです。
場所：東神楽町役場本庁舎2階の大会議室横
- 平成28年度森林整備・きのこの斡旋について
平成28年度に植林間伐、森林評価などの計画がある方や、シイタケ、ナメコなどの種駒菌のお申し込みは以下の通り東神楽町森林組合までお申し込みください。
きのこの類の申し込みに関し限り締切 平成28年2月20日(土)
担当者 東神楽町森林組合 ☎・FAX 0166-83-2234
事務局 清河 携帯 090-9756-3658

【有料広告】

ご家庭での節電にご協力をお願いします

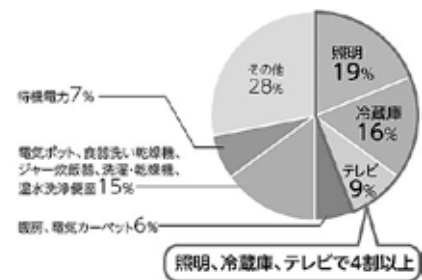
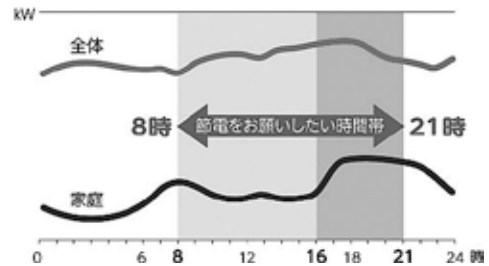
積雪が多く、寒冷地である北海道は冬の電力の使用量が増えます。電力不足による停電が起こると、皆さんの生活に重大な影響を及ぼすことになりますので、節電へのご理解とご協力をお願いします。

■節電を要請する期間・時間

平成27年12月1日（火）から平成28年3月31日（木）までの平日
午前8時～午後9時まで（年末年始を除く）

■節電の数値目標

具体的な目標値は定めておりませんが、昨年に引き続き無理のない範囲で節電に取り組んでください。
※北海道では夜間の電力需要も高いことから、上記以外の時間帯につきましても可能な範囲での協力をお願いいたします。



北海道ホームページ（北海道・冬の安全プログラム）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/shouene-setuden.htm>
北海道電力（節電のお願い）
http://www.hepco.co.jp/power_saving/index.html

生活困窮者の支援制度が平成27年4月から始まりました

上川管内にお住いで、「働きたくても働けない」「住むところがない」「社会に出るのが不安」「家賃や光熱水費の支払いに困っている」などの、生活上（暮らしや仕事など）の悩みや経済的な困りごとや、今後の生活に不安を感じている方の相談をお受けします。ひとりで悩まず、お気軽に相談ください。
ご家族や地域の方からの相談も受け付けていますので、困っている方やご心配の方がいたら、お知らせください。

相談窓口・問合せ先

北海道社会福祉協議会・自立相談支援センターかみかわ『かみかわHOT（ほっと）かないセンター』
〈相談受付〉
午前9時～午後5時まで（土・日・祝祭日・年末年始を除く）
〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎内
☎：0166-48-1234 F A X：0166-49-6712
Email：hot-kamikawa@dosityakyo.or.jp ホームページ：http://hottokanai-kamikawa.jp/

支援内容

◆自立相談支援事業◆

生活上の悩みや経済的な困りごと、生活への不安を抱えている方の相談を支援員が受けて、問題点を整理しながらどのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援をおこないます。

◆住宅確保給付金の相談・受付◆

離職などにより住居を失った方、または失うおそれがある方に、住居を整えた上で就労に向けた活動ができるよう、一定期間、定められた金額以内で家賃相当額を支給する住宅確保給付金の相談・受付を行います。

◆就労体験事業◆

実習などの形態による軽易な作業などの就労体験を行い、一般就労に向けた支援をおこないます。



東神楽 消費者協会 からお知らせ

最近の消費者相談から

電話勧誘で健康食品が送られて来た ～町内の高齢女性の場合

電話で健康状態をたずねられ、とても良いものがあると勧められた。たいして欲しいものではなかったが、なかなか電話を切ることができず、契約してしまった。送られて来た商品は数ヶ月分あり未開封のものがあったにもかかわらず、頻繁にかかって来る電話で再度購入。同居する家族が気づいたものの代金は支払済みだった。

初めから販売目的を伝えて電話してくる事業者ばかりではありません。必要のないものははっきりと断ることが肝心です。もし、契約してしまったら一人で悩まずに、ぜひ相談してください。

《旭川市消費生活センター》

☎22-8228

受付時間 平日午前9時～午後5時
(年末年始・祝日を除く)

《北海道立消費生活センター》

☎050-7505-0999

受付時間 平日午前9時～午後4時30分
(年末年始・祝日を除く)

《東神楽消費者協会》

☎83-2111 (内線383)

受付時間 水曜午前10時～12時



新年交流研修会のご案内

今年は旭川ガスショールームを見学します。最新のガスコンロを使った調理体験、話題のガス発電「コレモ」など最新のエネルギー事情について教えていただきます。ご自宅が都市ガスでなくても大丈夫です。午後からは旭川美術館で「木と生きる アイヌのくらしと木の造形」を鑑賞予定です。どなたでも参加できます。

◆日時：平成28年1月14日(木)

午前9時20分 総合福祉会館出発

午前9時30分 ふれあい交流館出発

午後3時頃 帰町予定

◆参加料：会員1,500円 非会員2,000円 (昼食代、観覧料含む)
※当日集めます

◆定員：30名

◆申込み：平成28年1月7日(木)までに佐々木(☎83-3973)または、三井(☎83-2460)まで

※役場では受け付けませんので、ご注意ください。



消費者協会ちよこっと情報

より安全に食べるために家庭でできるヒジキの調理法

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

ヒジキには比較的高濃度のヒ素が含まれていることがわかっていますが、注意が必要なのは無機ヒ素です。食品を通じて摂取したヒ素による健康影響は認められていませんが、より安全に食べるために乾燥ヒジキを調理する際に水洗い・水戻し・ゆでこぼしなどを行うことで無機ヒ素を減らすことができ、特に水戻し後にさらにゆでる「ゆでこぼし」が有効な方法です。(水戻し5割減、ゆで戻し8割減、ゆでこぼし9割減)

食品安全委員会『食品中のヒ素に関する食品健康影響評価』(平成25年)からの抜粋「日本において食品を通じて摂取したヒ素による明らかな健康影響は認められておらず、ヒ素について食品からの摂取の現状に問題があると考えていませんが、特定の食品に偏らず、バランスの良い食生活を送ることが重要です。

詳しい情報は農林水産省ウェブサイト『農林水産省ヒ素』で検索

「障害者雇用納付金制度」の 対象事業主が拡大されました。

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になりました。平成28年4月から、平成27年度雇用障害者数を基に障害者雇用納付金の申請を行っていただきます。

■問い合わせ■

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
高齢・障害者業務課 (☎011-622-3351)

法人の申告は便利な 電子申告(eLTAX)をご利用ください!

法人道民税・事業税・地方法人特別税の申告、各種届出はさらに利用しやすくなった電子申告(eLTAX)をご利用ください。詳しくはeLTAX専用ホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

■問い合わせ■

上川総合振興局地域政策部
課税課事業税間税係 (☎0166-46-5926)

20歳になったら 国民年金

くらしの窓口課
戸籍グループ
☎83-5401

■20歳になったら国民年金に加入します

成人の日を迎えられる皆さん、おめでとうございます。20歳になると、日本国内に住所のある全ての人国民年金に加入しなければなりません。これは、学生の方々も例外ではありません。厚生年金や共済年金など、ほかの公的年金に加入していない人は、役場で加入の手続きを済ませましょう。

■『学生納付特例制度』『若年者納付猶予制度』について

これらの制度は、本人および配偶者（学生の場合は本人のみ）の所得が一定額以下である場合に申請が承認されると国民年金の保険料納付が猶予される（申請は毎年度必要）というものです。承認を受けた期間は、年金を受けるための資格期間には含まれますが、老齢基礎年金の受給額の計算には算入されませんので注意が必要です。

また、承認を受けてから10年以内であれば追納することができます（3年目以降に追納する場合は、一定率を乗じた金額が加算されます）。

■基礎年金は『老齢・障害・遺族』の3種類

国民年金には、老後の生活を保障する老齢基礎年金だけではなく、何らかの病気やケガで一定の障がい状態になった場合や、一家の働き手を亡くした場合に生活を保障する障害基礎年金、遺族基礎年金があります。いずれの基礎年金も保険料納付等の支給要件が定められていますので、保険料は忘れずに納めましょう。

平成27年度
国民年金保険料
月額 1万5590円

任意予防接種費用の 助成について

町では、日本国内で認可されている全ての任意予防接種について、費用の助成を行っております。対象年齢は一部例外を除き、中学校修了までの方。交付回数制限はなく、**助成額は実費額の2分の1**です。また、平成27年度中に接種した予防接種については、**平成28年3月31日まで**にお手続きください。

※インフルエンザワクチンについても**助成額は実費額の2分の1**です。申請期間を過ぎますと、助成出来ない場合がございますのでご注意ください。

健康ふくし課健康グループ ☎83-5431

平成28年 新年交礼会

と き：1月8日（金）
午後5時30分から
と ころ：総合福祉会館2階
主 催：東神楽町
東神楽農業協同組合
東神楽町商工会
会 費：お一人様 500円

町長コラム

花のまち随想



東神楽町長 山本 進

は発表されていませんが、1万2000人を越える見込みです。人口減少に苦しむ自治体が多い中、人口増加を達成している数少ない町として、東神楽町の取り組みが各方面からも注目されています。

さて、今年も町制施行50周年の節目にあたります。東神楽村から東神楽

あ けましておめでとうございます。平成28年（2016年）の新年を迎え、町民の皆様にお慶びを申し上げます。さて、昨年は、東神楽町の人口も順調に増加し、すでに1万3000人を超えています。国勢調査においては、若干住民基本台帳とは異なり、まだ速報値

町に変わったのが昭和41年（1966年）1月1日。以来50年が経過しました。当時の状況を町史でたどってみると、町制施行の式典はその年の7月1日。前日に旭川空港開港式があり、7月1日は初就航の日。朝から墾田碑記念式に始まり、音楽行進や空港での祝賀飛行、町制施行記念式、空港初便歓迎式、記念映画会『東京オリンピック』などが続き、翌日は全町体育祭なども開催。町は祝賀ムード一色に包まれたと聞きます。当時の人口は6300人余り。まだひじり野市街もなく、人口減少の一途でした。以来50年がたち、市街地も道道拡幅整備により、当時の面影はほとんどなくなり、人口は1万人に達し、旭川空港も国際化されています。東神楽町史第4巻も間もなく発行されますが、折に触れ、歴史を振り返り、先人の偉業に感謝しながら、まちづくりを進めたいと思っております。今年もどうぞよろしくお願いたします。

EVENT CALENDAR カレンダー

1月

日	曜日	イベント	施設名	休業期間	休館日	備考
1日	金	【元旦】	役場庁舎 町立診療所 交流プラザつつじ館 総合福祉会館 これっと・総合体育館 ぱれっと ふれあい交流館 東神楽町図書館	12/31(休)～1/5(火)		
2日	土					
3日	日					
4日	月				つ・図	
5日	火	■消防団出初式(P16)			つ・図	
6日	水					全町
7日	木	■スケートリンクオープン予定日(P15)				
8日	金	■新年交流会(P19)				ひ・中
9日	土					中・上
10日	日	■東神楽町成人式(広報11月号:P21) ■プレミアム商品券・観光振興券使用期限(P14)			つ	
11日	月	【成人の日】 ■ジュニアリーダー研修会(～13日)(広報12月号:P20)			つ・図	中・上
12日	火	■平成28年度児童クラブ入会申し込み(～1/25)(P16)				ひ・下
13日	水					全町
14日	木	■乳幼児健診(P12) ■弁護士による「心配ごと相談所」(P15) ■東神楽消費者協会新年交流研修会(P18)				
15日	金	■子育て教育相談(P12)				ひ・中
16日	土					ひ・下
17日	日				つ	
18日	月				図	中・上
19日	火					ひ・下
20日	水	■還付申告受付開始(～3/15)(P6)				全町
21日	木					
22日	金					ひ・中
23日	土	■絵本よみきかせ会(P15)				中・上
24日	日				つ	
25日	月	■すくすく広場(P12)	東神楽町図書館 蔵書点検日 1/25(月)から1/30(土) までの期間は休館と なります。詳しくは P16をご覧ください。		図	中・上
26日	火	■ぱれっと健康相談(P12)			図	ひ・下
27日	水	■よちのび広場(P12) ■1歳半・3歳児健診(P13)			図	全町
28日	木	■にこにこサロン★志比内(P13)			図	
29日	金	■これっと健康相談(P13)			図	ひ・中
30日	土	■子育てフォーラム(P13)			図	5
31日	日				つ	

【公共施設などの休業情報】
※詳細は広報12月号P10をご覧ください

施設名	休業期間
役場庁舎 町立診療所 交流プラザつつじ館 総合福祉会館 これっと・総合体育館 ぱれっと ふれあい交流館 東神楽町図書館	12/31(休)～1/5(火)
スクールバス	12/31(休)～1/3(日)

休館日案内

つ 交流プラザつつじ館 図 東神楽町図書館

■ カレンダーの中で色分けされているのは、ごみ収集に関するものです。

- : 燃やせるごみの収集日
- : 燃やせないごみの収集日
- : 資源ごみの収集日
- ▨ : 第5土曜日の資源ごみの収集日

ひ: ひじり野全区
上: 中央・忠栄・稲荷・八千代・志比内全区
中: 中央市街地全町内会
下: 東聖全区
5: 第5土曜日資源ごみ収集実施行政区

人のうごき

平成27年11月末現在
()内は前月比 []内は前年同月比

人口	10,364 (+20) [+140]
男	4,905 (+5) [+63]
女	5,459 (+15) [+77]
世帯数	4,229 (+9) [+115]

住民基本台帳より
※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました

はな・ひと・わ

本格的に雪が降り積もるこの時期は、路面状態が悪く滑りやすくなるため、自動車の事故が多くなります。最近では歩道も所々凍った場所があったり歩行者にとっても大変歩きづらく危険な状態になっています。私も先日、夜にコンビニに行こうと思い家を出て歩きはじめた途端に家の前で滑って転んでしまい、雪だらけになり悲惨な思いをしました。これから年末年始に向け、事故やケガがないよう気をつけて、皆さん良い年をお迎え頂ければと思います。(お)



ご意見・ご感想をお寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/平成27年12月24日発行
発行者/東神楽町
編集者/まちづくり推進課
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>



古紙配給率100%再生紙を使用しています